

		緊急事態措置区域	緊急事態措置区域除外後
要請内容		営業時間を午前5時から午後8時までに短縮（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）	営業時間を午前5時から午後9時までに短縮（酒類の提供は午前11時から午後8時まで）
要請期間		2月8日～2月28日	3月1日～3月7日
対象業種		飲食店全般	同左
対象地域		県内全42市町村	同左
協力金	支給額	1店舗あたり126万円 ※6万円/日 換算	1店舗あたり28万円 ※4万円/日 換算
	支給要件	全期間要請に応じることが条件	同左
	申請受付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要請期間終了後に申請書受付開始 ・ 2月8日～3月7日までの期間分を一括で申請 	